

# 経営事項審査の改正について（令和5年1月施行）

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

## 1 経営事項審査について

経営事項審査とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査です。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされており、当該発注機関は欠格要件に該当しないかどうかを審査したうえで、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けをしています。このうち客観的

事項の審査が経営事項審査といわれる審査制度であり、この審査は経営状況と経営規模、技術的能力その他の客観的事項について数値により評価するものです。

今般、経営事項審査において、「担い手の育成・確保」、「災害対応力の強化」及び「環境への配慮」に関する取組を行う建設業者を適正に評価し、その取組を後押しするため、評価項目や加点基準を令和4年8月15日に改正し、令和5年1月1日より施行されました。

## 2 改正内容について

### (1) 概要

経営事項審査での審査項目のうち、その他の審査項目（社会性等）の改正を行いました。従来の「労働福祉の状況（W1）」、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W9）」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）」に新設した「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」及び「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施

【図1】その他の審査項目（社会性等）の改正概要

【改正前】		【改正後】	
項目	評価(最大)	項目	評価(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)	W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(7)
①雇用保険の加入状況	-40	①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40	②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40	③厚生年金保険の加入状況	-40
④厚生年金の加入状況	15	④厚生年金の加入状況	15
⑤健康一時金もしくは企業年金制度の導入	15	⑤健康一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥福祉外労務制度の加入状況	15	⑥福祉外労務制度の加入状況	15
		⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2
		⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	2
		⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5
		⑩建設外労務者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15
W2 建設業の営業年数	50	W2 建設業の営業年数	50
W3 経営活動への貢献の状況	20	W3 経営活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30	W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30	W5 建設業の経理の状況	30
W6 経営者の状況	25	W6 経営者の状況	25
W7 建設機械の保有状況	15	W7 建設機械の保有状況	15
(※管理工事で活用される代用品の保有状況について加点)		(※管理工事で活用される代用品の保有状況について加点)	
W8 国際標準化機構が定めた規格による認証の状況	(10)	W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	(10)
①ISO9001	5	①品質管理に関する取組(ISO9001)	5
②ISO14001	5	②環境配慮に関する取組	5
W9 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	(E014001、E014002、E014003)	
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	Wの加点が大きく増加することから、総合評価P値への換算式を変更。	27
合計(最大)	217	合計(最大)	217

状況」をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）」として評価することとしました。

また、「建設機械の保有状況（W7）」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（W8）」の加点対象を拡大・追加しました。（図1）

### (2) ワーク・ライフ・バランスに関する取組

建設業界においても、働き方改革を推進することにより、女性を含めて、将来にわたって担い手の確保を図る必要があります。

ワーク・ライフ・バランスに関する認定制度としては、一定の基準を満たした企業を子育てサポート企業として認定する「くるみん認定」、女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業を認定する「えるばし認定」、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業を認定する「ユースエール認定」等が存在します。

従来の経営事項審査の評価項目にはワーク・ライフ・バランスに関する取組を評価する項目は存在せず、業界全体として取組が促進されるよう、

【図2】ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（新設）

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
次世代法に基づく認定	えるぼし（第1段階）	2
	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	トライくるみん	3
	ユースエール	4

取得している認定のうち最も配点の高いものを評価（最大5点）

※「プラチナえるぼし」認定、「トライくるみん認定」、「ユースエール認定」を取得している場合  
→配点の低い「プラチナえるぼし」を評価し5点

上記の認定取得について、新たに加点評価対象としました。（図2）

### (3) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積することで、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげることが出来る仕組みです。現在、約21万事業者、約109万人の技能者が登録しており（2023年1月末時点）、業界全体として働き方改革や生産性向上が急務である中、更なるCCUSの普及促進に努めています。

今回、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置の実施状況を評価項目に追加するにあたって、具体的には、軽微な建設工事及び災害応急工事等を除く元請工事のうち、全ての建設工事又は全ての公共工事において、CCUS上に技能労働者等の就業履歴を蓄積する措置を講じる等の要件を満たした場合に加点対象となります。（図3）

なお、当該項目については、建設工事現場へのCCUS導入にあたって、一定の周知期間及び準備期間を要することから、令和5年8月14日以降に終了する事業年度について審査対象とします。

### (4) 建設機械

経営事項審査では、地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有及び稼働確認ができ

る代表的な建設機械の保有状況を加点評価しています。

今回、災害対応力の強化の観点から、建設機械の保有状況の評価対象として、実際に災害現場で活躍している「締固め用機械」、「解体用機械」及び「高所作業車」を加えるとともに、これまで土砂の運搬が可能な大型ダンプのみが加点されていたところを「土砂の運搬が可能な全てのダンプ」に拡大しました。

### (5) 環境配慮に関する取組

環境への配慮に関する取組として、国際標準化機構が定めた規格によるISO14001の登録状況を評価していましたが、脱炭素化に向けた取組が加速する中、環境問題への取組を適切に評価する観点から環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況を加点対象に追加しました。

## 3 最後に

今回の改正を通して、担い手の育成、災害対応力の強化及び環境への配慮等、建設業界全体が直面する課題に関する取組を行う建設業者を適正に評価し、その取組を後押しすることが期待されます。

国土交通省では、引き続き建設業界の発展へ向けた政策を進めていきます。

【図3】建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置の実施状況（新設）

<b>審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事</b>	
① 日本国内以外の工事 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 ③ 災害応急工事	〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 ( 防災認定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 )
<b>該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点</b>	
① CCUS上での現場・契約情報の登録 ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法 <sup>※</sup> でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備 ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出	
※直接入力によらない方法 就業履歴データ登録標準API連携認定システム(https://www.auth.ccus.jp/p/certified)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等	
<b>加点要件</b>	<b>評点</b>
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10
ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない	